

平成29年度第3回 茂原市総合教育会議（公開用）

1 期 日 平成30年3月20日（火）  
開 会 午後3時00分  
閉 会 午後4時10分

2 場 所 茂原市役所9階会議室

3 出席者

茂原市長	田中 豊彦
教育長	内田 達也
教育長職務代理者	齋藤 晟
委員	安藤 明子
委員	高貫 裕一郎
委員	高仲 輝夫

4 出席職員

教育部長	豊田 実
教育部次長（教育総務課長）	久我 健司
学校教育課長	鈴木 明
生涯学習課長	長谷川 伊智郎
体育課長	古山 茂成
中央公民館長	内山 千里
美術館・郷土資料館長	津田 芳男
東部台文化会館長	渡辺 健司
学校教育課主幹	平井 仁
教育総務課長補佐	川崎 弘道
教育総務課総務係長	東間 諭

5 傍聴人 0名

川崎教育総務課長補佐 : それでは予定しておりました時刻となりましたので、ただいまから平成29年度第3回茂原市総合教育会議を開会いたします。

構成員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今年度3回目の総合教育会議となりますが、本日は「学校再編の経過について」と「学校における働き方改革について」を議題として、意見交換を行ってまいりたいと考えております。いずれも重要な議題となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、田中市長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

田中市長 : 本日は大変お忙しい中、平成29年度の第3回目の茂原市総合教育会議に出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃から本市の教育の充実に向けてご尽力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げる次第であります。

さて本日は、先ほど話がありましたけれども、「学校再編の経過について」と「学校における働き方改革について」を議題として取り上げたところでございます。

学校再編については、昨年の11月に茂原市学校再編審議会からの答申を受け、3月9日の教育委員会会議において「茂原市学校再編第一次実施計画」が議決された

ところでございます。地域の理解など様々な困難がございますが「子どもたちにとってより良い教育環境を確保することを第一に考える」ということを強く抱いて、また、限られた財源を有効に活用して、最大の効果をあげられるよう進めていかなければならないと思っております。

また、「学校における働き方改革について」ですが、現在、教員の長時間労働が問題となっており、今回の市議会定例会においても一般質問がございました。将来の茂原を担う子どもたちが充実した教育を受けられるようにするには、教員の働く環境を整えていかなければならないと思っております。子どもたちのより良い教育に繋がるように、教員の負担軽減に向けて皆さんと考えていきたいと思っておりますので、本日の議題といたしました。

教育の推進にあたっては、十分な協議を行い、連携を取りながら進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、あいさつに代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

川崎教育総務  
課長補佐

： ありがとうございます。

それでは、これより本日の議事に入ります。本会議の議事の進行につきましては、教育部長が行うこととしておりますので、これから先は豊田教育部長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

豊田教育部長

： それでは議題に入ります。本日の議題は「学校再編の経過について」、「学校における働き方改革について」、「今後の会議日程について」の3件でございます。

まず、議題(1)「学校再編の経過について」の説明をお願いします。

久我  
教育部次長

： 議題(1)「学校再編の経過について」ご説明させていただきます。お手元の資料「茂原市学校再編第一次実施計画」をご覧ください。

まず始めに学校再編の取り組みの経過を口頭でご説明させていただきますと、昨年の11月20日に学校再編審議会からの答申がございました。その後、12月の教育委員会会議、それ以前より検討していたところですが、新たな再編の取り組みについて示しまして、1月から2月に庁内の会議を経て、庁内の意思統一を図った上で、3月9日の教育委員会会議において、最初の4年間を重点的に示した計画、そして、第二次実施計画の残りの5年間への宿題というイメージでの第一次実施計画が議決されたところでございます。なお、この第一次実施計画は、先週3月16日金曜日の市議会定例会の閉会后、臨時の議員全員協議会を開催し、報告を行ったところでございます。すでに総合教育会議の構成員である皆様は、実施計画の中身については承知されていると思っておりますので、詳細な説明は省かせていただきますが、掻い摘んでポイントを示していきます。

2ページをご覧ください。「西陵中学校と富士見中学校の統合」でございます。統合の時期は「平成32年4月1日」、使用する校舎は「富士見中学校」でございます。今後のスケジュールですが、受け入れ校となります富士見中学校について、大規模改造工事を検討しております。また、通学路の整備、検討などを行い、平成32年4月1日の統合を目指してまいります。すでに2つの学校では統合準備委員会を設置して協議を重ねているところでございます。

続きまして4ページをご覧ください。「二宮小学校と緑ヶ丘小学校の統合」でございます。統合の時期は、西陵中学校と富士見中学校の統合の1年後の「平成33年4月1日」といたしました。使用する校舎は、校舎が新しく校庭も整備されている「緑ヶ丘小学校」を使うものでございます。検討事項として、「スクールバス等の通学手段の検討」とございますが、二宮小学校区の区域内にあります黒戸地区、真名地区の一部がかなり遠距離になります。地域の住民説明会等でもスクールバスの検討について要望がありましたので、その旨も検討してまいります。また、二宮小学校と緑ヶ丘小学校の統合につきましては、西陵中学校と富士見中学校は富士見中学校への吸収という考え方になりますが、二宮小学校と緑ヶ丘小学校は概ね規模に近い

状態でございますので、新設になっていくのかなという、新設というのは新校というイメージを持っておりまして、「校名、校歌、校章の検討」を今後設置いたします準備委員会の中で検討していただくこととなります。

続きまして6ページをご覧ください。「本納小学校、新治小学校、豊岡小学校の統合」に関しての方針です。ここは、統合方針としまして「3小学校を統合し、特色ある教育を推進する」という内容です。検討事項としては、「統合後の校舎の場所の選定」、そして、この4月から全校40名になってしまう「新治小学校の小規模対策の検討」、そして、3つの学校を統合した場合に、どこに学校を置いても基準の4kmを超えてしまうこととなりますので、「スクールバス等の通学手段の検討」など、諸々の検討事項が発生してくるかと考えております。

学校再編審議会におきましても、新治小学校が極端に少なくなっている現状、これが最優先で取り組む課題と認識しておりました。その認識の中で、新治小学校を本納小学校へまず統合し、その次に3校を統合するという二段階の統合案もございましたが、本納小学校の崖の問題もございまして、一気に3小学校の統合を目指すということになりました。また、小中一貫教育等の研究などをしていく中で「特色ある教育を推進する」ということになったものでございます。

学校再編審議会の答申の中には、新たな学校を建設するという文言もございましたが、やはり今後、2021年(平成33年)から本市では新たな総合計画が展開されることでありまして、それに向けた財源の担保をこの段階ですることは困難であるなど諸々の条件の中で、第一次実施計画では多くの検討をしていくことで、統合の時期は第二次実施計画期間内での検討ということになりました。

答申には「3校を速やかに統合する」ということでありますが、新治小学校の小規模対策に向けて、新治小学校と本納小学校の交流、平成29年度はドッジボールやタッチバレー、小学校での社会科の授業の一環としての模擬投票などの交流事業をやっておりますが、これをさらに活発にするとともに、他の小規模対策も併せて検討していく所存でございます。

今後も、保護者や地域の方に情報を提供するとともに、意見を得ながら、統合に向けた準備を、3つのプランいずれも着実に進めていきたいと考えております。駆け足ではございますが、以上でございます。

豊田教育部長 : ただいま「学校再編の経過について」の説明がありました。

今後、この実施計画に基づいて学校再編を進めてまいります。3校の統合については早くも第二次実施計画期間中、平成33年度から平成37年度ということになります。それまで長い時間を要する訳ですが、ここで新治小学校の小規模対策として、今後、具体的にどのように取り組んでいくべきか、また、それに伴って解決すべき課題はあるのか、そういったことも含めて委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。学校再編については、新治小学校の小規模対策に限ってのご意見をいただければと思っております。

まず高仲委員からお願いします。

高仲委員 : 新治小学校の小規模対策で考えられるのが、小学校3つで横の繋がりをどうしていくか、子どもを1か所に集めて集団で学び合える環境を作るにはどうするかということになるかと思っております。そうすると、合同の授業や行事、合同の遠足等々が考えられるので、それをどこまでできるのか、3校で突き合わせながら検討していくのが1つ課題かなと思っております。

私も経験があるのですが、小規模校で70人の学校に行ったことがあります。合同の遠足、合同の運動会をやることによって、100人を超えた子ども達を扱うことができました。修学旅行でも隣の小学校と一緒に行って、バスの借り上げ等々経費の削減もできました。いずれ中学校で一緒になるので、小学校の段階でも顔を合わせる、知り合いになれる機会があって、後々喜ばれた思いがあります。どこまでたく

さんの人数で活動した方が良いのか、あるいは少人数で活動した方が良いのか、その辺を精査していく必要があるかと思えます。

あと、移動しないで集団で関わられるのが、インターネット等を使ったテレビの授業等々が考えられると思えます。現在、考えてきたのがその2つです。

具体的に、今後、教育委員会として何を応援していけるかという、教職員の加配というか、プラスアルファの部分で県費負担職員を増やしてもらうのか、市で増やしてもらうのか、いろいろな対応ができる職員を加配する必要があるのかなと思えます。

それから、交流のために移動するのにタクシー等を利用していたと前に聞いたことがあるので、いずれはスクールバス等々必要になってくるのだろうけれども、子ども達の移動手段、言い換えるならば前倒しでバスの運用ができないかどうか、その辺を考えました。

いずれにしても、小規模対策については、ちょっと長めの期間ですけれども、集団で学び合える環境を作るのは、人やお金の条件整備ということを考えていかななくてはいけないかなと思えます。現在のところこの位しか思いつきませんでした。

豊田教育部長  
高貫委員

： ありがとうございます。高貫委員お願いします。

： 新治小学校の小規模対策の具体的な方策ということで考えてきたのですが、大前提として、実施計画の前に学校再編の基本計画があると思うのですが、その中の「学校再編の考え方」という中に「児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨するためには、一定の集団規模が必要」という文言があります。やはりこれに基づいて、新治小学校を考えていく必要があると思えますし、それがこの小規模校に対する配慮ではないかなと思いました。そこから考えて、私は3点の具体策というのを考えてまいりました。

まず1つが、多様な考えに触れるということは、やはり一定の人数の中でいろいろな考え方に触れる必要があるのではないかということで、今も取り組みをいろいろとされているとは思いますが、子ども達にディスカッションの場を与えるべきではないかなと思えます。自分の意見を発表し、主張して、人の意見を聴いて、その中でいろいろな考え方から刺激を受けて、自分の考え方をまとめていくというところが、やはり人数の少ない中ではできない、できたとしても深いところまで自分の意見をまとめることができないのではないかなと思えます。他の学校、例えば本納小学校、豊岡小学校とどういう機会が良いのか分かりませんが、一緒になって話し合う場を設けていただければなと思えます。これが道徳教育の中でもあるように、考えて議論する道徳というのがあるかと思うのですが、主体的・対話的・深い学び、このアクティブ・ラーニングにも合致するかなと思えます。例えばですが、ディスカッションするテーマというの、この本納地区、この本納のまちのことを考えて、是非子ども達に自分たちのまちの将来を語ってもらいたいなと思えます。テーマについては、学校等で考えていただければ良いのでしょうかけれども、例えば、いじめについて考えるとか、何々について考えるというよりも、本納地区のまちづくりについて自分たちのまちをどうしたいのかとか、自分たちの学校が小規模校になっているという現状を踏まえて、これから本納をどうしようかとかですね、そういうことを子ども達が自分たちで考えて話し合うというのは良いのではないかなと思いました。こういうことが可能かどうか分からないのですが、良いかなと思いました。

それから2つ目ですが、前もお話したことがあるかと思うのですが、クラブ活動です。例えば、陸上競技大会、球技大会、水泳大会等々ある中で、やはり小規模校ですと、特にチームスポーツというものになると非常に厳しい面があるかと思えます。そこを、例えば他の学校と合同チームを作って参加することができたら良いのではないかなと思えます。その時に課題となるのが、学校の括りで優勝を争うとか

ということになると子どもたちが参加できませんので、その辺の括りとか、考え方というのを学校側や行政側で検討して、そういう子ども達に参加できるような仕組みというのを考えていただければなと思っております。これは、それこそ半年なのか、数か月なのか分からないですが、皆でチームを組んで一緒に体を動かして、時にはぶつかり合い、揉めることもあるでしょうが、そういったことも必要だと思いますので、ぜひそういう機会を設けていただきたいなと思います。

最後に3つ目ですが、親の交流というのがあっても良いのではないかなと思えます。新治の地域性、本納の地域性、豊岡の地域性があると思えますけれども、子ども達が将来的にまとまっていく、1つの学校になっていくという意味でも、親同士が交流を持つことで少しでも融合できればなというところでもあります。それをどうするのかといったときに、それぞれの学校にPTAという組織があると思えますので、例えばPTAの研修視察を一緒にやってみるとか、合同でバザーをやってみるとか、何か1つの取り組みを皆で一緒にやろうということで、ただ顔を合わせるだけではなくて、何か1つの事業をやりましょうというようなことを考えてみたらどうかと思えます。

課題については、今お話したようなことを実施するにあたって自ずと課題も見えてくるのかなと思えますので、そういったところでお願いできればと思います。

豊田教育部長  
安藤委員

： ありがとうございます。それでは安藤委員お願いします。  
： 新治小学校の小規模対策として、今までの交流授業の他に何かできないか考えたのですが、まず3校が統合に向けて進むにあたって、2校合同でできるものと、3校合同でできるものというのが、行事や授業などいろいろと考えられると思えます。一番良いのは3校合同でできるものがあつたら良いなと思うのですが、取り敢えず2校合同でもできるものを分けて考えていただきたいなと思えます。授業もあると思うのですが、スポーツ、先ほどドッチボールなどというのがありました。やはり体育などの授業を一緒にやるとか、校外学習などの遠足のようなもの、社会科見学なども一緒に行けたら、バス1台で乗れる人数だったら行けるのではないかなと思えます。

それから事前学習とか、いろいろ研修とかもしながらですが、3校の先生が集まって、いろいろと知恵を出し合っていたかかないといけなかもしれないのですが、グループ学習というものを考えていただけたら良いかなと思えます。例えば、道徳の授業も始まりますので、道徳でも良いと思えますし、皆で何かテーマを考えたりとか、新治小学校は鳥の研究などいろいろ地域で研究していることが今までもあるようですので、その取り組みを別の学校の子たちとも一緒に研究したりとか、考えていきたいテーマなどを一緒にグループでまとめてもらったりして、まとめたものをグループ発表のような形で研究の成果を発表できる場があれば良いかなと思えます。中学校1年生の時に一緒になるメンバーだと思うので、その時に中1ギャップも解消されるでしょうし、大勢の前で発表するといった緊張する場面も少ない新治小学校の子たちにも経験できるのではないかなと思えます。

豊田教育部長  
齋藤委員

： ありがとうございます。齋藤委員お願いします。  
： 私の場合は皆さんと少し違う捉え方をしています。最初は、新治小学校の小規模対策ということで始まったのですが、審議会から答申を受けて、最終的には我々も3小学校を統合し、特色ある教育を目指すという路線を選んだので、これに向かって結果を出していかななくてはいけないと思えます。

そんな中で、いろいろ説明をいただいている小中一貫校というのは、茂原市教育委員会の存続価値をかけてやったらどうかと思えます。要するに、新治小学校、本納小学校、豊岡小学校、そして本納中学校、この併設型小学校・中学校、同一設置者による小中一貫校を導入したらいかがかなと思えます。特色ある教育を推進するということですので、ただ単なる学校間の交流事業では物足りない。義務教育9

年ですが、例えば小学校を5年にする、中学校を4年にする、そして9か年を終える。こうなると当然中1ギャップの問題も解消しますし、見た目にも分かる。あそこは新しい教育方針、画期的なものを導入したなど。まさに小中一貫校というのはああいう教育なのだというのがまず目に見えて分かります。それと同時に、5年制と4年制に分けると、6年生を切り離すというのは、新治小学校は全校で40名だと言ったけれど、この中で6年生を外すともっと少なくなりますね。ということは、25名位になってしまう。もうこれは学校としては無理だと、皆さんがそこで思うと思います。そうなった時には、本納小学校新治分校にすれば良いと私は思います。小学校1年生、新治の1年生、2年生の複式学級、3年生、4年生の複式学級、2学級があれば良い。事務室と教室が3つ位あれば、あとは全部閉鎖して、分校にして、そうすれば新治小学校は残りますし、本納小学校に崖があるからダメだという審議会の人たちも答えを出すことができますし、何かこれを持って思い切ったことを打ち出したらいかがかなと思います。4校の小中一貫教育を導入する。それも5年制と4年制に分けて、それで新治小学校は本納小学校の分校にする。私はそれを提案したいと思います。

豊田教育部長  
内田教育長

： ありがとうございます。内田教育長お願いします。

： 先ほどお話があったように、3校を統合して、特色ある教育ができるのは、第二次実施計画期間内を目指すということで、場合によっては第二次実施計画期間内にできないかもしれないですが、そうすると長い間、新治小学校の小規模化が続くということになりますので、1つ検討してみてもどうかと思うのが、期限付きの選択制を導入したらどうかと思っています。

西陵中学校と富士見中学校の統合の時に、西陵中学校と富士見中学校の両方の学区に所属する小学校の子ども達は西陵中学校を選んでも良いし、富士見中学校を選んでも良いというふうにして欲しいと。これは緑ヶ丘地域の人たちから出た意見だったのですが、西陵中学校を選ぶ生徒が多ければ、西陵中学校の人数が増えるので、小規模が解消できるのではないかとということで、選択制をやってもらいたいということで始めたのです。

本納小学校の崖が危険であったり、あるいはプールの設備が離れているという不備があるので、そのところに不便を感じている子どもや保護者や地域の人がいるということもありますので、新治小学校区と本納小学校区に住む児童は、どちらを選んでも良いと。そうすると、本納小学校よりもプールもあるし崖もないということで、新治小学校を選ぶという児童たちがいれば、その児童たちは新治小学校に行くということがあるかもしれない。逆に、新治小学校では人数が少ないからもう少し多いところに行きたいということになると、新治小学校の児童が本納小学校を選ぶかもしれない。選択制を導入してみて、ただしその際に、本納小学校も現在150名、160名位しかいませんので、もし新治小学校に30名、40名の生徒が行ったら、本納小学校もすごく少なくなってしまうということになりますので、これは「期限付きの選択制」だと、期限というのは、それは3校統合の新しい小学校ができるまでの間ということで、そうしないと本納小学校が非常に小規模化ということになってしまいます。どちらに行っても良いということで行えば、本納小学校から新治小学校を選ぶ子が多ければ、新治小学校の統合までの期間内の小規模化が少し解消されます。もし、新治小学校から多くの児童が本納小学校に行ってしまうということになれば、新治小学校を本納小学校に統合してしまうということも考えられると思います。

そういう統合するまでの間という期限を設けて選択制というのも検討してみてもどうかと思います。

豊田教育部長

： その際に、豊田小学校は加えず、新治小学校と本納小学校の選択制ということでよろしいでしょうか。

内田教育長 : それも検討する余地はあるかもしれないのですが、まずは新治小学校と本納小学校を前提に検討してはどうかと思います。

今、豊田部長が話したのは、意見交換会などで、新治小学校の保護者で豊田小学校に行きたいと言った人がいたということで、それを踏まえて豊田小学校も加えてはどうかという意見だと思いますけれども、まずは新治小学校と本納小学校で検討して、保護者の意見がどうしてもということであれば、豊田小学校を加える必要もあるのかなと思います。

豊田教育部長 : ありがとうございます。それでは最後に田中市長のご意見をいただきたいと思います。

田中市長 : 先日の議員全員協議会でも話したのですが、大きな問題になったのはやはり本納小学校の崖です。それとプールの件があって、3校一緒に統合という話になってきたので、できるならば新治小学校に本納小学校の子どもたちが動いてもらって、クラスが足りなければプレハブでも良いから建てるというのがまずは第一案かなと私は思っています。豊岡小学校はまだ200人強いるので、残してくれという意見が結構強いみたいですので、この辺は分けて、第一次実施計画で見たらどうかというのが私の意見です。崖の問題がなければ、今、教育長が言ったように選択制も然りかなと思うのですが、万が一何か起きた時には行政側としては責任を取らざるを得ないことになってくるので、この問題はいずれにしても本納小学校を何とかしなくてはいけないというのが前提になってくるのではないかなと思っています。

何のために統合するのかと言うと、やはり少子化で財政がきつくなってくると、今のまま残していると、学校の先生たちにとってもいろいろな問題を抱えることになりまして、子ども達もかわいそうなのでということから、この統合案が出てきたと思っています。いろいろなところでも言っているのですが、造るのは簡単だけでも、統合となると本当に難しいです。今、広域で消防の問題があるのですが、消防署も統合しようと思って、委員会から8分署を5分署にするというような答申が出たにもかかわらず、いざとなったらそれが混迷してしまうと。何度も言うように期限を決めてやらないと、統合というのは絶対できないと思っています。いろいろな意見を聴くので、それは申し訳ないけれども、どこかでバサッとやらないと、統合という話はできなくなるのではないかなと思います。これができないと、これは何といても財政上の大きな負担が行政側にのしかかってくるので、またそれと同時に学校の先生にもかなりの負担がかかると思っていますので、これはこの後の「学校における働き方改革について」に繋がってくる問題だと思っています。教育方針としてきちっと出してしまえば、これはもうやらざるを得ない事案だと思っています。これをやらないと統合というのはできないです。今の教育制度というか日本の教育もそうだし、いろいろなところでもそうなのですが、バサッとできないのです。これができないところが今後も引っかかってくると思っていますので、方針として出したらそれで押し通さざるを得ない状況にいずれなってくるのではないかなと思っています。人口が増えてくれば良いのですが、今の少子化の問題は、何度も言いますが、パイの奪い合いなので、増えているって言ったって結局は増えていないので、それはもうしばらく続きますので、こういった問題は子ども達のことを考えて期限を決めてやらないといけないと私は思っております。

豊田教育部長 : ありがとうございます。

内田教育長 : 今の市長の意見を伺って、広報の「市長が行く」の内容から、この間の議員全員協議会でも市長のご意見を伺っておりますが、私はそこでとにかくポイントになるものは何かというと、本納小学校の崖であると思っています。教育委員会としては、崖は大丈夫なのだということで、土砂災害防止法により崖が特別警戒区域に入っているのですが、教育委員会は警戒情報が出たら避難すれば良いのだということと、それから崖の高さが5メートルと角度30度以上がすべて警戒区域に入りますので

、教育委員会での調査では崖は安定しているということだったので、この崖は大丈夫だという認識のもとに立てている計画です。

ただ、今市長がおっしゃったようにやはり土砂災害防止法でそういう範囲に入りますし、もしそこで何かがあったら責任を問われると。もし、あの崖がもう市としては危険と見るからそこからどかなくてはいけないということになってきたら、やはり本納小学校もどかなくてはいけない。そうすると、あの崖を危険だと見るのか、それとも大丈夫だと見るかというのをやはりしっかりと判断しておかないといろいろ影響が出てくるのかなと思います。

それでもしあの崖が危険で、本納小学校を動かさなくてははいけないということは、新治小学校の小規模化対策とは別になってきます。危険だからどかなくてはいけないということになったとしたら、新治小学校に本納小学校を入れるとすると、今は数が多いので入り切らないです。プレハブか何かを建てなくてはいけないという考えもあるのですが、本納小学校の避難ということを考えると、豊岡小学校に近い方の人たちは豊岡小学校に行きたいという人が結構いるのではないかと思います。そうすると、プレハブを建てなくても、新治小学校と豊岡小学校に分かれればできるので、本納小学校の崖が危険という見方をしたら、避難ということであれば、とにかく新治小学校と豊岡小学校に分けた方が早くできるのではないかと思います。市としては崖が危険だと見るのであれば、やはり新治小学校と豊岡小学校に分けて入れるという選択肢を選ばなくてはいけないのかなと思います。

- 田中市長 : 本納小学校で豊岡に近いという児童はどれ位いますか。  
鈴木 : それほど多くはないです。  
学校教育課長  
田中市長 : 豊岡までは相当な距離がありますからね。となると、やはり本納小学校の選択肢というのは新治か本納のどちらかということになりますね。  
内田教育長 : 本納地域の住民感情としては、他に行くということはあまり考えていません。  
あと、統合を考えないでプレハブを建てるのであれば、本納中学校は結構空いているので建てれば入るかもしれないです。  
田中市長 : 新治小学校の小規模化対策ということで話をしているのですが、先ほど言ったように統合の話になるといろいろな意見が出てくるのは分かるのですが、やはり期限を決めてやらないとこの問題はいつまでたってもできません。  
給食公社の時もそうだったのですが、期限を決めてその間に全部問題をクリアした経緯がありますが、それでも2年かかりました。いついつまでにとはいっきりした期限を議員全員協議会でも本当は言うべきだったと思いますが、それを示さないといけないです。期限が決まらないのであれば、期限をとにかく先に決めてという話ではないかなと思っています。  
齋藤委員 : 本納の人たちは、あの崖をそれほど気にはしていませんよね。  
高仲委員 : はい。  
田中市長 : ただ、土砂災害防止法で指定されていますから。大丈夫なのは分かっているのだけれど、法律で指定されていますから。  
齋藤委員 : 新しく建てる場合はそういうところがダメだけど、既存の建物はそのまま良いのでしょ。  
田中市長 : ダメですね。広島での事案がありましたから。  
内田教育長 : 気を付けなくてはいけないのは、土砂災害防止法で崖にかかる場所は本納小学校だけではない。いろいろなところがあるので、もし本納小学校の人たちにこの崖は危険だからどかなくてはいけないと言ってどかすと、それ以外の指定にかかったところもどかなくてはいけないとなくなってきます。  
田中市長 : 当然そういう問題も出てきますね。それはもちろんやらないといけないですね。  
田中市長 : 崖は崩れないと言っているけれど、万が一起きた時というのは行政上の責任問題



になってきますから。

内田教育長 : 崖が危険となったら、この計画とはちょっと視点を変えて、危ないから動いてくださいという話になりますね。

豊田教育部長 : そういう決断をする時があるかもしれないですね。分かりました。いずれにしても、3校合同の統合は平成33年から平成37年という間に決まってくる訳ですけども、それまでの新治小学校の小規模対策として、合同の授業として、子ども達のディスカッションの場を多く設けるとか、部活動や親の交流等、体育の授業だとか、そういった交流授業の充実、その他に教育長から学校選択制ということ、市長からとにかく期限を決めて決断した方が良いのではないかという意見がありました。そういったことも含めて、早い時期に教育委員会で具体的な方策案を検討して、また教育委員の皆様にお諮りしたいと思います。

とにかく子どもの教育環境を第一にということを考えて、方策を検討していきたいと思しますので、またその時はよろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは次に、議題(2)「学校における働き方改革について」の説明をお願いします。

鈴木 : 議題(2)「学校における働き方改革について」ご説明申し上げます。

学校教育課長 : 長時間労働が問題となっております教員ですが、学校における働き方改革に対する本市の取り組み状況について、ご説明申し上げます。

中央教育審議会の「中間まとめ」において示された具体的な方策を踏まえて、文部科学省は平成29年12月26日に「学校における働き方改革に関する緊急対策」を取りまとめました。また、スポーツ庁では、運動部の運動部活動ガイドライン等についての検討が進められており、本年度末にも示される予定であります。本市といたしましては、文部科学省の緊急提言等を踏まえ、教員の働き方改革に関する対応策を講じてまいります。

お手元の【資料2-1】の2ページをご覧ください。文部科学省では、教員の業務適正化の視点と文部科学省の取り組みについてあげていますが、これに沿ってご説明させていただきます。

まず、上から2つ目の「学校徴収金の徴収・管理」についてですが、全ての学校で給食費の保護者口座からの引き落としを実施し、担任が現金を集めることは無くなっております。それ以外の徴収金につきましても、学校事務の共同実施の中でスムーズに処理ができるよう、統一したシステム作りに取り組んでいるところでございます。給食費の公会計化については、今後の検討事項となっております。

続きまして、上から4つ目の「部活動」についてですが、お手元の【資料2-2】「茂原市立中学校部活動ガイドライン（暫定版）」をご覧ください。

部活動ガイドラインは、本年度中に国が基本となるものを策定し、それを受けて県が作成したものをもとに市としてのガイドラインを策定することとなっておりますが、部活動に対する見直しは、各学校で既にスタートしておりますので、国や県のガイドラインが策定されるまでの暫定版として、茂原市のガイドラインを策定いたしました。

内容についてですが、3ページの中ほどに「2 部活動指導の視点から」の(1)において、休養日や活動時間についての規定を定め、部活動に従事する時間の軽減を目指しております。しかしながら、時間的な制限だけでは根本的な解決には至らないため、外部指導者の活用や、制度化された「部活動指導員」についても、今後、検討を進めてまいります。

部活動については、特に中学校で超過勤務の大きな要因と言われておりますが、競技によってスポーツクラブ等の社会体育とのかかわりが異なるとともに、人間形成の面からの学校教育で果たす役割も大きいいため、今後とも、現場の声を聴きつつ

、国や県の動向を注視してまいります。

元の【資料2-1】の2ページに戻りまして、「授業準備」については、サポートスタッフ等の配置が学校支援ボランティアの活動の中で可能かどうか検討してまいります。外国語の教材につきましては、外国語指導のための準備時間を減らすために、各学校に7万円ほどの予算で市販の教材を購入する予定でおります。

最後に「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」といたしましては、今年度と比較し、平成30年度は特別支援教育支援員が1名増員となり、幼稚園3名、小学校18名、中学校3名、合計24名を配置できる予定でおります。

続いて3ページをご覧ください。3の「勤務時間に関する意識改革と時間外勤務抑制のための必要な措置」では、現在、市内3校で導入しているタイムカードをさらに拡充していく予定でおります。また、留守番電話につきましても、一部対応できない学校がありますが、平成30年度に市内小中学校に導入予定でおります。すでに、全ての学校で教員一人一人に出退勤簿の作成を義務付けておりますが、これらの取り組みから、教員一人一人が適切な勤務時間の管理の意識を持ち、そのことで勤務時間の縮減ができるようにしていきたいと考えております。また、長期休業中の学校閉庁日につきましては、平成30年度より8月12日から15日までの4日間は、従来日直での対応としていたところを、原則職員が勤務をしない日として年次有給休暇の取得促進及びリフレッシュをできるように変更する予定でおります。説明は以上でございます。

豊田教育部長 : ありがとうございます。

ただいま「学校における働き方改革について」の説明がありましたけれども、緊急対策がとりまとめられて、本市でもいろいろな取り組みを始めているところですが、これは非常に難しい問題ですが、今後どのようにしたら良いのかなど、教員の働き方改革についてのご意見、ご質問等があればお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

高仲委員 : 2月16日に文部科学省で働き方改革についての会議がありましたので、それに参加してきました。全国の市町村教育委員会の教育委員が150人集まりました。その中で出た意見として、確かに仕事量は増えていると、でも教員の生きがいはどうなるのか、その兼ね合いをどうしましょうかというような声がいっぱい出てきていました。それから、文部科学省に要求で、市町村教育委員会でも十分取り組んでいますと。国は予算措置をもっと手厚くしてくれというようなことで拍手が沸きました。

それから教員には残業がないです。厳密に言うところなのですが、その当時調べて、昭和40年代で1週間に残業をしているのが統計で1時間48分だということです。今は統計をとると60時間オーバーですよ。だから、この数値から見ても、残業云々ということで消化しないと消化できないのです。昭和47年に法律改正で、教員の給料、平均8時間の残業で基本給の4パーセントをつけましょうというようなことで、そのままずっと来ている訳です。ですから、こちらの方はちょっと触れたくないのですが、教員の勤務というのは、例えば17時とか厳密に切れないので、幅を持たせてその分の残業手当で4パーセントをつけましょうというのがスタートであります。

もう一つは、いろいろな手立てがあるのだけれども、確かに委員の中で出てきた意見では、この教員の働き方改革云々ということで社会の機運が高まっている今こそ好機で、ちょうど見直す絶好機だということでした。ただ、教員のやりがい等、それから教育の質の向上を考えていかないと、ただ単に時間短縮云々ということは注意しましょうと、もっともっと思いつて必要なことに焦点を当てて、優先順位が低いことはバッサバッサ切っていく覚悟は必要ですというようなことで、まとまったような気がします。私の個人的な意見としては、部活動の活動時間の制限、あるいは退勤時刻を守りましょうという、できることからどんどん手をつけていかな

- いといけないと思っています。
- 豊田教育部長  
齋藤委員 : ありがとうございます。  
: 教育というのは、家庭教育、学校教育、地域教育というけれど、いろいろな教育をあまりにも学校が背負い過ぎだと思います。とにかく学校はいろいろなものを引き受け過ぎるというようなどころがあると思うので、学校に仕事がいかなないようになるべく学校に仕事をおろさないようにと考えています。
- 豊田教育部長  
高貫委員 : ありがとうございます。  
: 学校の先生が今非常に大変なご苦労されています。齋藤委員がおっしゃったことにも関連すると思うのですが、今、親と学校のトラブルが結構多いと聞いております。親が昔以上に学校にかかわってくる機会が非常に増えていると個人的には思います。私たちが育った頃は、例えば部活動があったりしても、親が来ることはほぼなく、大会の応援に来る親がいるかなという程度でした。ところが今は、親が休みの日だったら練習や練習試合について来てみたり、その予定まで親に案内をしたりということで、非常にきめ細かく学校が対応していただいているのは分かるのですが、それを無くすということは言いませんが、やはり保護者にも先生方の働き方改革を進めていく必要があるということを知っていただいて、保護者もこういう方向で進んでいくというのを理解しなくてはいけないと思います。ですので、その辺の家庭に対する案内というのも何か考えていただければと思います。
- 豊田教育部長 : 先生方がそういう改革をしているということを保護者にも分かってもらって、学校に負担をかけないようにして欲しいということですね。
- 高貫委員 : そうしないと、何で今までやってくれていたのができないのかということになってしまうと、また大変な労力になってしまうと思いますので。
- 豊田教育部長 : 分かりました。その他に何か意見ございますか。  
これについては、非常に難しいと思いますけれども、とにかく教員が働き過ぎて子ども達に接する時間がなくなってしまうとか、子ども達と向き合う時間がなくなってしまう、短くなってしまうというのは非常にまずい状態だと思います。より良い子ども達の教育に繋がるように教員の教育環境の改善に今後も取り組んでまいりたいと思います。  
それでは次に、議題(3)「今後の会議日程について」説明をお願いします。
- 久我  
教育部次長 : 【資料3】をご覧ください。平成30年度の総合教育会議の第1回は9月26日の水曜日、午後3時からこちらの会場で予定したいと思っております。平成30年度第2回は年が明けまして平成31年3月中旬を予定していきたいと考えております。議題につきましては、平成29年度は学校再編、いじめ対策とそのマニュアル、そして本日の働き方改革という形でやらせていただきました。当然これもすぐ結論が出る問題ではありませんので、いただきましたご意見で進捗状況などを加味しながら子ども達の安全問題などいろいろなテーマがあるかと思っております。議題については、後日協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。  
また、本日の会議録になりますが、来月末までに作成いたしまして、決裁後、市のウェブページで公表いたしますので、ご了承いただきたいと思います。
- 豊田教育部長 : ありがとうございます。ご意見・ご質問等はございますか。  
それでは、よろしいでしょうか。  
最後に「その他」として、皆様から何かご意見・ご質問等はございますか。  
なければ、本日の議事については終了いたします。
- 川崎教育総務  
課長補佐 : 皆様、長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、平成29年度第3回総合教育会議を終了いたします。  
ありがとうございました。
- 各構成員 : ありがとうございます。